いちき串木野市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	いちき串木野市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	57-1 ： ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	いちき串木野市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第１の項	37	
③番号法別表第２の項	57	
④番号法第９条第２項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第１第２項 いちき串木野市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法（昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号）第１条	いちき串木野市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成17年10月11日条例第69号）第１条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第１条 この条例は、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		いちき串木野市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成17年10月11日条例第69号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	いちき串木野市ひとり親家庭等医療費助成条例第4条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費受給資格認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ニ	いちき串木野市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第2項第5号、第6号、第7号、第8号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ホ	いちき串木野市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項第1号、第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	

届出情報

独自利用事務の対象者	
番号法第９条第２項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Govemment of Japan All Rights Reserved.